

市政トピックス

安心・安全なまちを目指して

安心安全課 防犯交通係
(☎)0115

安心・安全なまちづくりのために交通安全と防犯の運動が同時期に行われます。

学校や職場、引越し等で生活環境が変わる人や免許証を新規取得する人は特に交通安全、防犯等に注意してください。また、長年住んでいても慣れているからこそ事故や犯罪に遭うことがありますので、十分気を付けてください。

■春の交通安全運動

「4月6日(土)～15日(月)」



正しいルール教えてね。
4月10日の交通安全教室で交通安全運動の大切さを学びました。
平成25年4月6日(土)～4月15日(月)
春の全国交通安全運動
内閣府

新年度を迎え、真新しいランドセルで登校する子どもや新社会人となった若者の不慣れな道での通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配されます。

また、歓送迎会や花見のシーズンであることから、決してあってはならない飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

そこで、次のような重点項目をかけた、春の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

■春の安全なまちづくり運動

「4月1日(月)～10日(水)」

市内では、平成24年中に部品ねらいが132件も発生しています。さらに、住宅を対象とした侵入盗や車上狙い、女性に対する声かけなども発生しています。

そこで、市民の皆さんに防犯意識の向上を呼びかけるため、次のような重点項目をかけた、春の安全なまちづくり運動を展開し、犯罪の防止を図ります。

- 住宅を対象とした侵入盗の防止
- 子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止
- 自動車関連窃盗および自転車盗の防止
- 振り込め詐欺の被害防止

消防団

「春季特別警戒パトロール」

安心安全課 防災係 (☎)01160

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、知立市消防団による春の特別警戒パトロールを行います。

パトロール中は、消防ポンプ車の

スピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼とき 4月14日(日)～22日(月)の午後8時～10時
▼ところ 市内全域



軽自動車税が減免されます

税務課 市民税係 (☎)01116

心身に障がいのある人(18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人)が所有しているオートバイ、軽自動車の税金は、障がい程度により一台に限り減免が受けられます。なお、障害者福祉タクシー券の交付を受けている人や普通自動車で税金の減免を受けている人は減免されません。

▼申請期間 4月2日(火)～5月24日(金)

▼持参するもの

- ・身体障害者手帳等
- ・自動車検査証
- ・運転免許証(該当の車を運転する人のもの)
- ・納税義務者の印鑑

「緑の募金」にご協力ください

4月1日～5月31日

市緑化推進協議会
(都市計画課内) (☎)01157

この募金は、「緑化推進強化月間」を定め、私たちが将来にわたって緑豊かで潤いのある生活をおくれるよう、皆さんに協力していただくことを目的に行われます。

お寄せいただいた募金は、市内の公園等の植栽、緑化運動の啓発等、国および県の緑化に役立てています。また、昨年度から東日本大震災被災地への緑化活動にも役立てられるようになりました。

市緑化推進協議会が母体となって、家庭募金・街頭募金・職場募金等を展開してまいりますので、今年もご参加をお願いします。

昨年皆さんからお寄せいただいた募金148万3千387円は、花と緑のカレンダーの配布、明治用水緑道壁面の植栽、球根の配布に役立てられました。ご協力ありがとうございました。

また、花と緑のカレンダーに掲載する写真をひきつづき募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



平成25年度から 固定資産税・都市計画税の納税通知書・ 課税明細書を同時発送します

平成25年度から、課税明細書を納税通知書の中に併せて掲載する新しい様式に変更します。
なお、発送は4月10日(水)頃の予定です。

▶ 問合せ 税務課 資産税係 (☎95-0148)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の縦覧

税務課 資産税係 (☎95)0148

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は土地、家屋のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧となります。

□縦覧

▼縦覧できるもの 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

▼縦覧期間 4月1日(月)～30日(火)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧場所 税務課
▼縦覧できる人

①市内に所在する土地または家屋に對して課する固定資産税の納税者
②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人
③納税者の委任を受けた代理人(委任状が必要)

▼持参するもの 運転免許証等、本人であることを証明できるもの

□閲覧

▼閲覧できるもの 土地・家屋・償却資産課税台帳

▼閲覧期間 4月1日(月)からの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く)

▼閲覧場所 税務課
▼閲覧できる人

①市内に所在する土地または家屋に對して課する固定資産税の納税義務者
②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人

③納税義務者の委任を受けた代理人(委任状が必要)

④土地・家屋に對して賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人は、当該権利の目的である固定資産の記載されている部分(賃貸借契約書等が必要)

⑤固定資産の処分をする権利を有す

る一定の人については、当該権利の目的である固定資産(当該権利を有することがわかるものが必要)▼持参するもの 運転免許証等、本人であることを証明できるもの

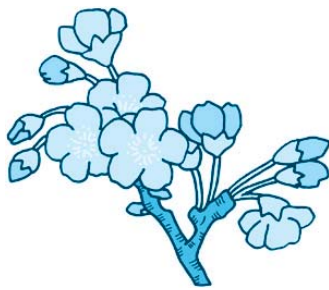
難病等の人が障害福祉サービス等の対象となります

福祉課 福祉企画係 (☎95)0118

平成25年4月から施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病患者等が追加され、次の福祉サービスの利用が可能になります。
・障害福祉サービス(ホームヘルパーの派遣等)

・地域生活支援事業(移動支援等)
・障害児通所支援(放課後等デイサービス等)

・補装具、日常生活用具費の支給(特殊寝台や車イス等の支給)
対象となる疾患名の確認や利用までの手続きについての詳細は、福祉課までお問合せください。



愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。(4月1日～翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます。)

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100

○ご利用方法 利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

▶ 問合せ 県後期高齢者医療広域連合 給付課 (☎052-955-1205)

愛知県遺児手当が変わります

子ども課 子育て支援係

(☎)01220

▼支給月額の改定

4月分の手当から次のとおり支給月額が改定されます。

<児童1人あたりの月額単価>

区分	改定前	改定後
	3月分まで	4月分から
1～3年目	4,500円	4,350円 (▲150円)
4・5年目	2,250円	2,175円 (▲75円)

※4月25日に振込予定の手当は3月分までの手当であり、振込額は改定前の額となります。

▼支給要件の改定

4月から公的年金の受給資格がある場合は、手当の受給ができなくなります。

また、4月1日以降に公的年金を受給できることになった場合は、受給資格がなくなりますので、資格喪失の手続をお願いします。

経過措置として、これまでに認定された年金受給中の手当受給者は引き続き、手当の受給は可能です。た

だし、いったん資格喪失された場合は再申請できません。

国民年金保険料のお知らせ

刈谷年金事務所 (☎)2159

平成25年4月からの年金保険料は月額1万5千40円に改定されます。

保険料の納付方法は、年金事務所から4月上旬に送付される「納付案内書」内の納付書により、金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。あらかじめ指定した口座から自動的に引き落とす口座振替、クレジットカードによる納付もあります。

口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・一年前納・半年前納）もありますので、ご利用ください。

口座振替とクレジットカードによる納付は、事前に年金事務所へ申請が必要です。

○日本年金機構ホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/>)

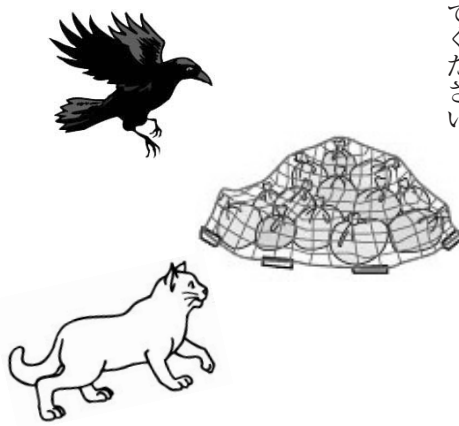
ごみ散乱防止ネットを交付します

環境課 ごみ減量係 (☎)0126

可燃ごみは、毎週月・金曜日の午前5時～8時までに収集路線へ出していたのですが、ガラスやその他の動物に荒らされ、ごみが散乱する被害が多発しています。

そのような被害を防止するため、環境課窓口でごみ散乱防止ネットを交付しています。今まで各地域の区長さんを経由して申請をしてもらっていましたが、4月から収集場所の代表者からの申請も受付できるようになりましたのでぜひご利用ください。

また、ネットからはみ出しているゴミ袋や、ネットがかぶっていない部分からごみが引つ張り出されまので、ネットは必ずしっかりとかぶせてください。



▼交付条件 おおむね5世帯以上で収集する場所であること。(個人単位に交付することはできません。)

▼申請方法 収集場所の代表者が申請用紙をご記入の上、環境課窓口へ提出してください。ネットは直接環境課窓口でお渡しします。(郵送や配達への対応はできません。)
※既設置のネットで傷んだ物は、環境課窓口で交換します。

小型家電回収ボックスを設置しています

環境課 ごみ減量係 (☎)0126

使用済の小型家電製品の中には、有用な金属(金・銀・銅などの貴金属やパラジウムなどのレアメタル)が含まれています。これらを資源として有効活用するため、左記の回収対象10品目について、拠点回収を行います。

市役所ロビーおよび不燃物処理場に「小型家電回収ボックス」を設置しましたので、回収にご協力をお願いします。

□回収する小型家電対象10品目
携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、リモコン、ACアダプター等のコード類

※携帯電話などの個人情報情報は消去してください。

また、電池類は必ず取り除いてください。

※市役所ロビーのボックスは市役所開庁時間(平日午前8時30分～午後5時15分)、不燃物処理場のボックスは不燃物処理場開場時間(月～日曜日の午前9時～正午、午後1時～4時)で回収します。



市税徴収嘱託員募集

税務課 徴収係 (☎95)0117)

- ▼ 募集人員 若干名 (平成25年5月1日採用)
- ▼ 応募資格 昭和18年4月2日以降に生まれた心身ともに健康な人で、普通自動車免許を有する人
- ▼ 職務内容 滞納整理システムを使った各種実態調査等に関するデータ入力、調査書類の発送補助業務、収納窓口業務補助、臨戸調査補助業務他
- ▼ 勤務時間 月々金曜日、週5日以内、月21日以内、午前9時～午後4時、1日7時間以内
- ▼ 休暇 毎週土・日曜日および祝祭日と年末年始
- ▼ 勤務先 税務課
- ▼ 報酬・条件等 月額14万9千500円 (平成25年4月1日現在)
- ▼ 試験日 4月22日(月)
- ▼ 選考方法 面接
- ▼ 応募方法 4月1日(月)～15日(月)まで(土・日曜日を除く午前9時～午後5時15分)に市販の履歴書(写真2枚 うち1枚貼付)または市ホームページからダウンロードした申込用紙を使用し、税務課へ提出してください。

貯水槽水道の事務の移譲

環境課 環境保全係 (☎95)0154)

水道法の一部改正により、平成25

年4月1日から貯水槽水道に関する事務が、保健所から知立市に移譲されます。貯水槽水道を設置、変更または廃止する場合は、市役所の環境課まで届け出てください。ただし、小規模貯水槽水道(10t未満の貯水槽)の設置の届出は今までどおり、水道課に届出をしてください。

▼ 登録検査機関による検査 貯水槽水道の設置者は、年に1度は水道法第34条の2第2項の登録を受けた者の検査を受けることになっています。

▼ 保守点検 貯水槽水道の設置者は、毎日水の色、濁り、臭い、味等の外観を注意し、異常があれば水質検査を行わなければなりません。検査の結果、人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、関係者および環境課に連絡してください。また、年に一度は貯水槽の清掃を行ってください。

▼ 立入り検査 市では随時、貯水槽の維持管理状況を調査・指導していきます。書類の提出、立会い等をお願いしますので、ご協力ください。

お詫びと訂正

広報ちりゅう3月16日号5ページ「善行児童生徒の表彰」のお名前に一部誤りがありました。正しくは下記の通りです。ここにお詫びして訂正します。(敬称略)

・石山陸斗(ハツ田小学校)

▶ 問合せ 学校教育課 学校教育係 (☎95-0136)

小規模契約希望者登録制度

～ 参加希望者は登録を ～

市では、市内業者の受注機会の拡大を図るために、「小規模契約希望者登録制度」を実施しています。

小規模契約希望者登録制度は、建設業の許可がないなどの理由により、競争入札参加資格申請ができない市内事業者のうち、内容が軽易で履行の確保が容易であると認められる小規模契約(設計額50万円以下)の見積もりなどに参加する業者の皆さんを登録する制度です。

▶ 登録できる業種

- ・ 建設工事(建設業許可がない場合等)
- ・ その他委託(役務の提供等)

▶ 登録資格 市内に主たる事業所を有する法人または住民登録のある個人で、知立市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない人。ただし、希望する業種を履行するために必要な資格・許可は必要です。

▶ 受付期間 随時受付(市役所開庁時のみ)

▶ 受付場所 市役所3階 総務課契約検査係

▶ 提出書類 市指定様式(市ホームページ・総務課契約検査係にあります。)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。総務課契約検査係へお問合せください。

▶ 問合せ 総務課 契約検査係 (☎95-0147)

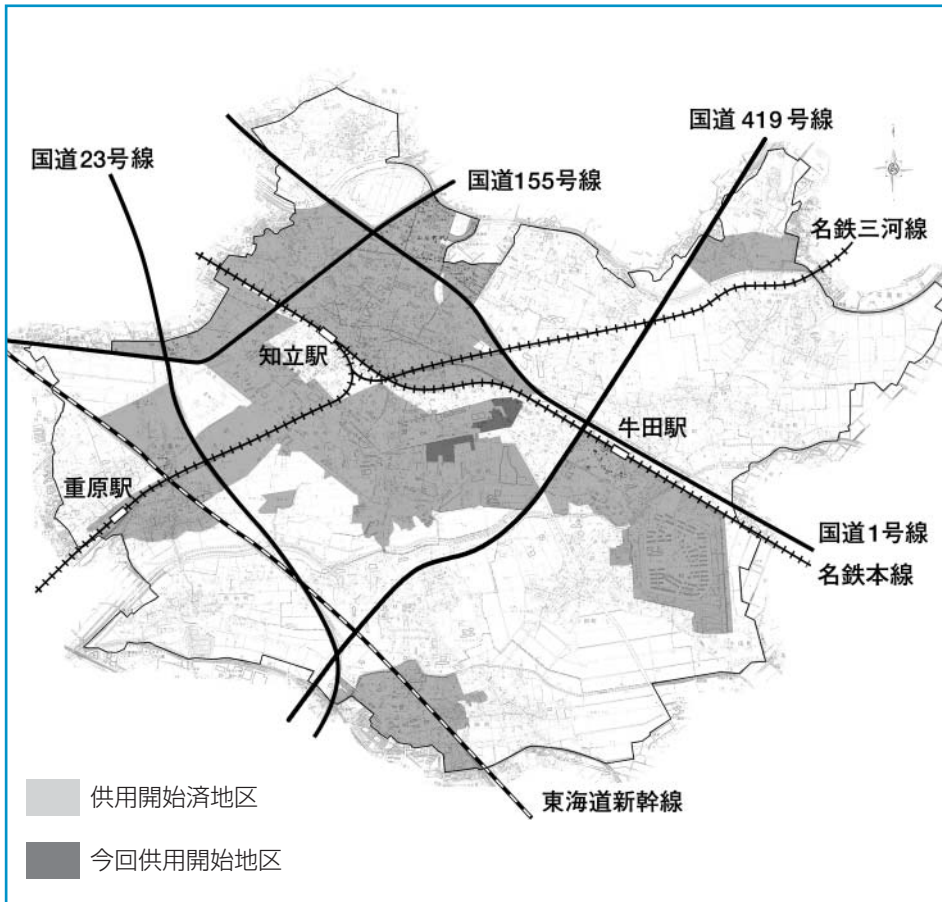


下水道供用開始区域が広がります

下水道課 下水庶務係

(☎) 0159

平成25年5月1日から、長篠町新田東、長篠町新田、広見二丁目、広見三丁目、広見四丁目、新池一丁目の一部区域で、新たに下水道が使えるようになります。(左図参照)



供用開始済地区
今回供用開始地区

○次のとおり縦覧します。

▼縦覧期間 4月17日(水)～30日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 下水道課(2階)

今回下水道が使用できるようになった区域にお住まいの人で、汲み取り便所を使用されている人については3年以内に、それ以外の人は速やか

に下水道への接続をお願いします。

なお、すでに使用できる区域にお住まいの人で、まだ、接続工事をされていない人も同様にお願ひします。

●受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

新たに下水道が使えるようになった区域の土地の所有者に対し、5月に受益者申告書を送付します。その申告書により誰を受益者にするかを申告していただきます。

その後、市は申告書に基づき受益者を決定し、土地の面積に応じて受益者負担金を負担していただく通知をします。(負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。)

負担金額は、受益地面積に1㎡当り350円を乗じて算出します。

受益者負担金について詳しくは市ホームページをご覧ください。

(<http://www.city.chiryu.aich.jp/0000001573.html>)

国税専門官採用試験受験者募集

名古屋国税局総務部人事第二課
試験係 (☎) 052 (95) 3511

▼受験資格

- ①昭和58年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた人
- ②平成4年4月2日以降に生まれた人で次に掲げる人

- ・大学を卒業した人および平成26年3月までに卒業する見込みの人
- ・人事院が大学卒業と同等の資格があると認める人

▼申込方法 インターネット申込み

▼受付期間 4月1日(月)の午前9時～11日(木)

▼インターネット申込専用アドレス (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

○インターネット申込みができない場合は、受験申込書を郵送または持参してください。

▼郵送または持参の受付期間 4月1日(月)・2日(火)

▼試験日程等

試験日	6月9日(日)
試験内容	基礎能力試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式、記述式)
合格発表	7月2日(火)
試験日	7月16日(火)～23日(火)までのうち、いずれか指定する日
試験内容	人物試験(個別面接)、身体検査
最終合格発表	8月21日(水)

採用案内は、国税庁ホームページの名古屋国税局コーナー (<http://www.nta.go.jp/nagoya>) に掲載しています。

TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

スマートフォン用アプリ 「やさしい日本語」を無料配信中!

「やさしい日本語」とは、普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。愛知県が作成したこのアプリは、初めて「やさしい日本語」に触れる人でもゲーム感覚で楽しく学んでいただけ、身近な外国人との会話がスムーズになります。ぜひお試しください。

▶**主な内容** 日常会話の場面を「お仕事編」と「生活編」に分け、それぞれ100の会話例を掲載しています。

▶**ダウンロード方法** App StoreまたはGoogle Playから「やさしい日本語」で検索してください。なお、ダウンロードに際しては、別途、通信料が必要です。

▶**問合せ** 地域振興部国際課多文化共生推進室 (☎052-954-6138)

▶**ホームページ**
<http://www.pref.aichi.jp/kokusai/tabunka.html>

合同企業説明会

刈谷市商工課 (☎) 1016

厳しい雇用情勢の中、地元で就職を希望する人の支援を目的に刈谷市・安城市・知立市・高浜市・東浦町の合同企業説明会を開催します。正社員を中心に、積極的採用を行う地元企業との出会いの場を提供します。

▼**とき** 4月25日(木) 午前10時～午後4時

▼**ところ** 刈谷市産業振興センター

▼**内容** 地元優良企業50社程度参加、職業適性検査コーナー

▼**対象** 平成26年春卒業予定の大学・短大・高専・専門学校生および概ね40歳未満の求職者

緊急奨学金制度

教育庶務課教育企画係

(☎) 0135

○刈谷市雇用対策協議会ホームページ
<http://kariya-shigoto.com/about.php>

高校在学中の人で、主たる生計者が半年以内に病気・死亡・失職(倒産)等によって、経済的に修学が困難になった人を対象に、資金を支給(月額9千円)する市の緊急奨学金制度があります。

詳しくは教育庶務課へお尋ねください。申請には学校長の推せん状等が必要になります。審査の結果により、支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

刈谷市大学連携講座受講生募集

(衣浦定住自立圏取組事業)

知立市・刈谷市・高浜市・東浦町を圏域に締結した衣浦定住自立圏。昨年から様々な分野で具体的な取組みがスタートしています。主な実績は次のとおりです。

■医療健康分野

刈谷豊田総合病院と各診療所をネットワークで結ぶことで、紹介時の診療予約等の共有が可能。

■共存協働分野

市民活動情報が集まる情報サイト「かりや衣浦つながるねっと」の設立。また、昨年に引き続き、刈谷市大学連携講座を知立市民も受講することができます。受講内容は次のとおりです。

▼講座内容 下表のとおり

▼**ところ** 刈谷市総合文化センター

▼**申込み・問合せ** 4月16日(火) (消印有効) までに、ハガキもしくは申込用紙(1講座1枚)に希望する講座名、氏名(ふりがな)、年齢、住所、電話番号、勤務先(名称および所在地)を記入して、刈谷市総合文化センター(☎217430)へ。

〒448-0858 刈谷市若松町2-104

○申込多数の場合は抽選とし、結果は刈谷市総合文化センターから全員に連絡します。また、刈谷市在住在勤者が優先となります。

愛知教育大学連携講座					
講座名	期間	回数	対象	受講料	講座の概要
			定員	教材費等	
子どもの体力トレーニングとやる気の育て方	6月2日 日 10:00~11:30	1回	一般	300円 無料	教育心理・運動発達の見点から子どもの体力トレーニングについて説明します
長〜い時間スケールで見る地球、生命、地球環境	6月22日~29日 土 10:00~11:30	2回	一般	600円 無料	日常を超えた時間スケールで地球、生命、地球環境について考えましょう。小学5年生以上が対象です。
iPad上で図形を動かすことで体験する数学	7月7日~14日 日 10:00~11:30	2回	一般	600円 無料	講師が開発したソフトを使ってiPad上で図形を動かし、中高生の立場になって発見をしてみましょう。iPadは講師が用意します。
名城大学連携講座					
講座名	期間	回数	対象	受講料	講座の概要
			定員	教材費等	
戦国武将に学ぶ知恵と知略	7月20日~27日 土 10:00~11:30	2回	一般	600円 無料	前編では上杉謙信と武田信玄、後編では徳川四天王の三河武士魂に迫ります。